

2024年9月26日

ノーベルファーマ株式会社

各位

**ウィルソン病治療剤（銅吸収阻害剤）・低亜鉛血症治療剤「ノベルジン®錠
25mg、同 50mg」（以下、ノベルジン）に関する特許権侵害訴訟の知的財産高等
裁判所への控訴について**

ノーベルファーマ株式会社（本社：東京都中央区新川一丁目17番24号、代表取締役：塩村仁）は、ノベルジンの後発医薬品を製造販売する沢井製薬株式会社に対して、ノーベルファーマが保有する特許（特許第6716464号、特許第6768984号）の侵害を理由として、2023年4月17日に、東京地方裁判所に特許権侵害行為の差止を求める訴訟を提起していましたが、2024年9月26日に、当社の請求を棄却する判決が言い渡されました。当社はこの判決を不服として、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所である知的財産高等裁判所に控訴することとしましたので、お知らせいたします。

ノベルジンは、2008年1月に、患者数が2,000～3,000人ともいわれる希少疾患である「ウィルソン病」の効能・効果で承認され、同年4月に販売が開始されました。また2017年3月には、「低亜鉛血症治療剤」の効能・効果が承認されました。

ノーベルファーマは、「必要なのに顧みられない医薬品・医療機器の提供を通して、社会に貢献する」ことを創業以来の使命としております。当社技術や製品を保護する知的財産は、この使命実現のための極めて重要な資産であり、これを侵害する行為に対しては、法的措置を含め厳正に対処してまいります。

以上

【本件に関する問合せ先】

ノーベルファーマ株式会社

社長室 広報部長 工藤 登

〒104-0033 東京都中央区新川一丁目17番24号

Tel: 03-6670-3800